

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

一宮町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 一宮町全域

(1) 現況

一宮町は水稲と果樹、施設野菜、酪農、花卉を中心とした農業経営が町の基幹産業となっている。平野部では農地の多くが圃場整備を完了した水田地帯を形成している。また恵まれた自然条件によりメロン、トマト、キュウリを中心とした施設野菜も盛んである。山間部では主に梨の栽培が行われている。

町では大規模農家への利用集積等を進めているが、農家の高齢化による担い手不足や耕作放棄地の増大などが課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	一宮町全域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。